

事務事業名	53586 まちなかウォーカブル推進事業												
担当組織	都市整備部				都市計画課				担当		都市創造担当		
組織コード	20	01	00	会計・款・項・目・大・事業・中・事業	01	08	04	01	02	03	記入日	令和 4年 6月27日	

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補			
基本目標・考え方	05	快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち						再掲施策				● 対象		
施策	21	快適で秩序ある美しい市街地の形成										○ 対象外		
事業期間	令和5年度～													
根拠法令 通達等	都市計画法、都市計画運用指針、建築基準法				関連計画 施政方針		総合振興計画、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）、都市マスタープラン、緑の基本計画							
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの													
強靱化計画	<input type="checkbox"/> リスクシナリオ番号：													
総合戦略	<input type="checkbox"/> 施策番号：													
対象	市民、沿道事業者等													
事業目的	駅周辺のパブリック空間（街路、公園、緑地など）をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、居心地が良く歩きたくなるまちづくりの形成や多様な人々が集い交流できるまちなかの賑わいの場を創出するための計画を策定する。													
事業内容	沿道事業者、学識経験者、市民等で構成された協議会を組織し、駅周辺における回遊性のある空間形成・地域資源の活用方法等について検討する。また、協議会での検討結果を踏まえ、将来的な姿を将来ビジョンとして示し、具体的なまちづくりの取組を都市再生整備計画に設定する。													
実施主体	<input type="checkbox"/> 市による単独直営 ■ 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 ■ 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) ■ 協働・協力 (沿道事業者)													
行財政改革 の取り組み														

2. 事務事業の計画 <DO>

(1) 投入資源（予算と人員）				
		令和5年度 計画額（千円）	令和6年度 計画額（千円）	令和7年度 計画額（千円）
主な事業内容		未来ビジョン（案）の検討・策定 都市再生整備計画の作成	将来ビジョンの検討・策定 都市再生整備計画の修正	社会実験の実施・検証
事業費		2,054	2,187	1,000
財源内訳	国庫支出金	0	1,093	500
	県支出金	500	0	0
	起債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	1,554	1,094	500
人件費		13,848	13,848	13,848
投入 人員	常勤職員	2人	2人	2人
	非常勤職員	0人	0人	0人
事業費+人件費		15,902	16,035	14,848

(2) 事業目標									
指標名		説明・算定式	単位	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	
目標達成状況	事務事業活動①	まちなかウォーカブル推進会議等の実施	会議・協議会・ワークショップ等の実施回数	回	-	-	3	3	-
	事務事業成果①	ウォーカブルなまちづくりへの推進	計画策定の進捗率	%	-	-	30	60	100

3. 事前評価

<CHECK>

施策への貢献度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A：施策の目標達成に大いに貢献している。 <判断理由> 中心拠点である市内3駅周辺について、駅周辺にふさわしい土地利用と拠点性の強化を図るため、大きく貢献していると考えられる。
経費水準	事業費・人件費の水準は適正か。
	B：経費は適正な範囲である。 <判断理由> 職員自らが地域住民や沿道事業者等との調整を行うなどして業務に取り組んでいく予定であるため、経費は適正な範囲であると考えられる。
事業手法	事業手法は適正か。
	B：事業手法は適正な内容である。 <判断理由> 地域住民や沿道事業者等で構成する都市再生整備協議会を組織し、地域の課題等を検討しながら持続的な官民連携のまちづくりを進めていく事業手法は適正な内容であると考えられる。
受益・負担の公平性	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B：受益・負担は適正な範囲である。 <判断理由> 地域住民や沿道事業者等の意見を聴きながら、より良いまちの実現を目指してまちづくりを実施していくため、受益・負担は適正な範囲であると考えられる。

4. 事業実施理由・留意点

<ACTION>

事業実施理由	令和5年度重点事業（テーマ②）に該当しており、市民が幸せを享受でき、地域・暮らし・社会が充実していくための取組である。
事業実施における留意点	ウォーカブルなまちづくりを推進するに当たり、市民や沿道事業者等の意見を取り入れながら、人々が集い交流できる賑わいの場を創出する。

5. 企画財政部コメント

事業実施におけるコメント	
--------------	--